

議案第30号

平成29年度成田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度成田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額628,355千円は、過年度損益勘定留保資金441,654千円、減債積立金148,385千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,316千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額628,355千円は、過年度損益勘定留保資金332,415千円、減債積立金262,439千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,501千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入		
第1款	資本的収入	509,749千円	△65,000千円	444,749千円
第1項	企業債	413,900千円	△65,000千円	348,900千円
支		出		
第1款	資本的支出	1,138,104千円	△65,000千円	1,073,104千円
第1項	建設改良費	543,773千円	△65,000千円	478,773千円

(企業債の補正)

第3条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
成田市水道事業	千円 413,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。	千円 348,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

平成30年2月23日提出

成田市長 小 泉 一 成

平成29年度成田市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書

(資本的収入)

(単位 千円)

款 項	目	予 定 額			節	金 額	説 明
		補正前の額	補 正 額	計			
1 資本的収入		509,749	△ 65,000	444,749			
1 企業債		413,900	△ 65,000	348,900			
	1 企業債	413,900	△ 65,000	348,900	1 企業債	△ 65,000	

(資本的支出)

(単位 千円)

款 項	目	予 定 額			節	金 額	説 明
		補正前の額	補 正 額	計			
1 資本的支出		1,138,104	△ 65,000	1,073,104			
1 建設改良費		543,773	△ 65,000	478,773			
	3 拡張事業費	304,703	△ 65,000	239,703	1 工事請負費	△ 65,000	